

災害や緊急事態に備えて

防災無線を活用した 定期放送を実施しています

近年、地震や豪雨、台風による災害が多く発生しており、いつ起こるか分からない災害に対する備えをすることが重要です。

本市でも昨年10月に発生した台風第21号により、大きな被害がありました。

防災無線システムを整備しています

本市では、風水害などに備え、防災無線システムを整備しています。

同システムでは、市役所に設置した親局から、災害危険箇所などに設置した子局へ防災情報を無線で送信し、スピーカーから放送することが出来ます。



これにより、風水害などによる土砂災害や河川の氾濫などの発生の危険性が高まったとき、避難勧告などの情報をいち早く皆さんにお知らせすることが出来ます。

災害発生時などには、子局から親局への緊急連絡も可能で、これまでに災害危険区域や市立小学校など市内43カ所に子局を設置しています。

また、全国瞬時警報システム「J-ALERT」(ジェイ・アラート)に接続し、国から送られてくる地震や武力攻撃などの対処に時間的余裕のない緊急事態の情報を受信し、自動で市民の皆さんへ伝達できる体制を整えています。



3月から定期放送の間が午後6時に変わります

防災無線を活用し、災害発生時に備えた平常時の放送点検と、子どもたちに帰宅を呼び掛けるために定期放送を実施しています。

とき・内容
毎日、午後6時(10月・翌年2月までは午後5時)、童謡「夕焼け小焼け」(メロディのみ)



問い合わせ 危機管理室
(内線9501)

避難行動要支援者名簿に登録を

東日本大震災などの災害を教訓として、平成25年6月に災害対策基本法が一部改正され、新たに「避難行動要支援者(災害の際に自ら避難することが困難な人)に係る名簿の作成を市町村に義務付けるなど、避難行動要支援者対策の強化が図られました。

本市においても、災害時の避難行動要支援者対策として、ご本人の申し出などにより「避難行動要支援者

名簿」に登録し、支援が必要な人の情報を適切な情報管理の下、地域の支援組織(町会、自主防災組織など)に提供して、いざというときに備えていただく取り組みを進めています。

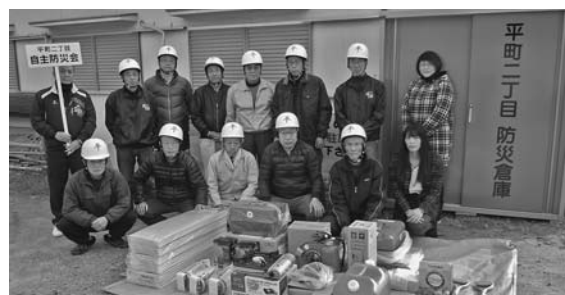
同名簿への登録を希望される人は、地域福祉課または地域の民生委員・児童委員までご連絡ください。

問い合わせ 地域福祉課
(内線282、285)

災害による被害を最小限に ～平町二丁目に自主防災会が誕生～

新たに、平町二丁目に自主防災会が結成され、防災倉庫や油圧ジャッキ、シャベルなどの防災資機材が配備されました。

今後、日頃の防災活動や地域で発生した災害へのいち早い対応など、地域防災の柱として住民の安全を確保するための活発な活動が期待されます。



●自主防災組織を結成しましょう

大規模災害が発生した場合、一人の力では限界があります。

自主防災組織は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という、地域住民の強い信念と連帯感に基づいて、自主的に結成する防災組織です。若い世代を含めた一人一人の「力」が必要です。災害に強い地域を作るために自主防災組織を結成しましょう。

問い合わせ 市消防本部警備救急課 ☎(23)1125

●準防火地域とは

地震などの災害により生じる市街地大火による延焼被害を抑えることを目的とし、建物に一定の防火性能を義務付ける区域を定めるものです。

準防火地域に指定されると、建物規模による建築制限が適用されます。

本市では、災害に強いまちづくりをめざして、今後発生が懸念されている大規模災害に備え、準防火地域の指定拡大に取り組んでいます。

「準防火地域の指定拡大について」の説明会を開催します

現在、市街化区域全域（第一種低層住居専用地域、工業専用地域、伝統的建造物群保存地区を除く）を準防火地域に指定していますが、今回、伝統的建造物群保存地区における防火性能の向上を図るため、新たに指定範囲を拡大するものです。

このたび、準防火地域の指定拡大について、市民の皆さんに広く周知するため、説明会を開催します。

とき 3月15日（木）、午後7時～8時、17日（土）、午前10時～11時

ところ 市役所4階401会議室

※車でお越しの場合は、市役所第2駐車場をご利用ください。ただし、駐車場には限りがありますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。

定員 各100人（当日、直接会場へ）

問い合わせ 準防火地域について、まちづくり推進課（内線453、459）、伝統的建造物群保存地区については、文化財課（内線508）

新しい学校給食センターで調理した給食を試食しませんか

新しい学校給食センターの完成を記念して、試食会を実施します。試食会では、実際に同センターで調理した給食を食べただけですので、この機会にぜひご参加ください。

とき 3月29日（木）、午後0時30分～（正午～受け付け）

ところ 藤沢台小学校

※会場には駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。

内容 わかめごはん、豚じゃが、ししゃものいそべ揚げ、もやしの甘酢

※各献立で使用されている食品など詳しくは、お問い合わせください。

定員 150人（当日、直接会場へ）

参加費 無料

持ち物 上履き、靴を入れる袋

問い合わせ 学校給食課 ☎(28)5211



と き	と ころ
3月9日（金）、午後7時～	金剛中学校
11日（日）、午前11時～	かがりの郷
12日（月）、午後7時～	川西小学校
18日（日）、午前11時～	トピック（きらめき創造館）
19日（月）、午後7時～	レインボーホール（市民会館）
20日（火）、午後7時～	藤沢台小学校

交通安全に対する意識を高めるため、左表の日程で同講習会を開催します。運転免許証をお持ちの人は、最寄りの会場で受講しましょう。

なお、運転免許証をお持ちでない人も受講できますので、交通安全に関心のある人は、この機会にぜひ受講してください。

春の交通安全講習会を開催します

※今回、会場が従来の大伴小学校からかがりの郷に、富田林小学校と市役所がトピック（きらめき創造館）に変更されていますのでご注意ください。

※いずれも30分前より受け付け開始です。

※全ての会場で手話通訳が付きまします。

※運転者講習受講カードを持つている人は、持参してください。

※トピックへ車でお越しの場合は、市役所駐車場または市営東駐車場をご利用ください。なお、各会場の駐車場には限りがありますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。

参加費 無料（当日、直接会場へ）

問い合わせ 道路交通課（内線416）



市プレミアム・ハッピーライフサポート事業

妊娠の届け出をした人にお祝い品
をお贈りしています

～平成29年度分の申請は3月30日(金)まで～

妊娠時から出産までの経済的な負担を軽減し、安心して子どもを産み育てることができる環境をつくるため、本市で妊娠の届け出をした人にお祝い品をお贈りしています。

対象者 申請時点での条件を全て満たす人

◆本市に住民登録をしている人

◆平成29年4月3日以降に本市で母子保健法に基づく妊娠の届け出をした人

お祝い品の内容 地元産品、マタニティ用品、ベビー用品などの品物

※お祝い品は準備が整い次第、順次発送します。



申請の受け付け 3月30日(金)まで(妊娠の届け出をする際に、窓口で申請してください)

※詳しくは、市ウェブサイトの各課のページ「都市魅力創生課」をご覧ください。

問い合わせ 都市魅力創生課(内線423)

事前登録 3月1日(木)より、利用登録申込書に必要事項を記入し、こども未来室へ(郵送不可)

※市内保育所・学童クラブ利用者は利用施設への持参も可。
※同申込書はこども未来室または市内保育所・学童クラブなどで配布します。
※対象者や利用方法など詳しくは、お問い合わせいただくか、子育て応援サイト「Ton-ton」(http://ton-ton.jp)をご覧ください(同申込書のダウンロードもできます)。

問い合わせ こども未来室(内線296)

病児保育事業のご利用を

3月1日(木)から、平成30年度分の利用登録を受け付けます

本市では、保護者が仕事などで家庭での保育が困難な場合に、小学6年生までの病気のお子さんを専用スペースで一時的に保育する「病児保育事業」を実施しています。

実施施設 富田林病院内保育施設「なでしこ保育園」
保育時間 月～金曜日(祝日、年末年始は除く)、午前8時30分～午後6時
利用期間 1回につき最長1週間
定員 1日あたり最大4人



市営喜志駅地下自転車駐車場の利用を



自転車やバイクを路上などに放置すると、歩行者や車いすの通行を妨げるだけでなく、交通事故の原因となり大変危険です。

特に、駅周辺は「自転車等放置禁止区域」に指定されていますので、必ず駐車場をご利用ください。

同駐車場は、自転車と原付バイク(50cc以下)が駐車でき、一時利用も可能です。自転車の定期利用には、学生割引(高校生以下)もあります。また、近鉄長野線「喜志駅」改札口へは、地下専用通路で直結しており雨の日も大変便利です。ぜひご利用ください。

利用時間 午前6時～翌日の午前0時30分
利用料金 左表のとおり

区分	定期利用料金		一時利用料金	
	1カ月	3カ月	1回駐車券	回数駐車券(12回分)
自転車(学生割引)	2300円(1900円)	6600円(5400円)	200円	2000円
原付バイク	3300円	9600円	300円	3000円

申し込み 同駐車場(☎246293)へ

第10回特別弔慰金の請求手続きの受け付けは4月2日(月)で終了します

「第10回戦没者等の遺族に対する特別弔慰金」の請求手続きの受け付けは、4月2日(月)をもって終了します。

期限を過ぎると、同弔慰金を受ける権利がなくなりますので、お早めにご請求ください。

支給対象者かどうかの確認や請求手続きの方法など詳しくは、お問い合わせください。

※支給対象者の要件は、市ウェブサイト「地域福祉課」でもご覧いただけます。

問い合わせ 地域福祉課(内線283)



～みんなの笑顔が集まる楽しい居場所～ 子ども食堂、始まっています！



食事の提供を通じて、子どもたちが安心して過ごせる居場所づくりの取り組みとして「子ども食堂」の輪が全国的に広がっています。本市でも、昨年「市子ども食堂補助金」を創設し、子ども食堂を運営する団体を支援しています。現在、同補助金を活用し「バランスの良い温かい食事と居心地のよい地域の居場所」をモットーに、5つの団体がそれぞれ特色のある取り組みを始めています。また、子ども食堂に関わるボランティア養成のための研修会を受講したうちの約50人が「子ども支援サポーター」に登録され、子ども食堂の運営への支援や子ども食堂に関する研修会へ参加されています。皆さんも一度、「地域のぬくもり」にふれてみませんか。

本市の子ども食堂

ほっとスペースとんだばやし



栄養のあるバラエティーあふれるメニューを用意し、季節の行事も大切にしています。

とき 木曜日、午後6時～7時30分
(月4回)

ところ 人権文化センター

問い合わせ 古川さん ☎(24)3700

寺子屋カフェ「花唐草」



子どもも大人も楽しめるダーツが併設されたダーツ場で楽しめます。

とき 日曜日、午前10時～午後2時
(月2回)

ところ 多目的カフェ&バー「花唐草」
(須賀二丁目19の11)

問い合わせ 寺田さん ☎070(4313)6358

えん 縁むすび こども食堂



愛情たっぷりの「おむすび」を食べ、子どもも大人も一緒に同じ時間を楽しみましょう。

とき 第2土曜日、第4日曜日、いずれも午後5時～8時

ところ オレンジカウンティ・カフェ
(宮町二丁目7の39)

問い合わせ 山田さん ☎(70)7142

ほっこり食堂



子どもたちが安心して自分の力で成長していくために、「ほっこり」と過ごせる空間づくりをめざします。

とき 土曜日、正午～午後2時 (月2回)

ところ MAPPカフェ(本町12の11)

問い合わせ 山口さん ☎080(1449)1043

元気もりもり食堂



小学生～大学生の青少年やボランティアスタッフと一緒に「みんなが元気になれる食堂」をめざします。

とき 土曜日、午後6時～8時 (月2回)

ところ Topic (きらめき創造館)

問い合わせ 竹内さん ☎080(4840)5864

子ども支援サポーターにご登録を

子ども食堂でのボランティアや子どもの居場所づくり

に関心のある人、大歓迎です。登録方法など詳しくは、お問い合わせください。



●研修会を実施しています！

「子ども食堂と子どもの居場所づくりに求められるもの」「富田林の子ども食堂の取り組み」「食品衛生」などさまざまなテーマで研修会を実施しています。参加方法など詳しくは、お問い合わせください。



すばるホールでの研修会の様子

※開設日や参加方法など詳しくは、各食堂へお問い合わせください。

問い合わせ とんだばやし子ども食堂・居場所づくり運営支援ネットワーク
(市社会福祉協議会 ☎(25)8200)、市民公益活動支援センター ☎(26)7887、
人権政策課 (内線472)

平成30年度分 無料ごみシールを配布します

無料ごみシールを郵送
で配布します

茶色の封筒に、シールと「ごみの分け方・出し方」の保存版パンフレットを同封し、ご家庭のポストに投函します。3月15日(木)～28日(水)の間に郵送で配布しますので、期間中はポストの確認をお願いします。

無料ごみシール配布枚数 ※年1回配布、1年間の枚数

燃えるごみ専用シール		
世帯人数	枚数（シート数）	色
1～2人世帯	110枚（5.5枚）	深緑
3～4人世帯	220枚（11枚）	
5～6人世帯	280枚（14枚）	
7人以上の世帯	340枚（17枚）	
粗大ごみ専用シール		
世帯人数に関係なく 1世帯当たり	36枚（6枚）	うぐいす色

なお、シールは世帯の人数ごとに分けて発送するため、同じ地域、同じ住所であつても到着が前後する場合がありますので、ご了承ください。

また、パンフレットにはごみの分別に関する情報や収集の曜日などが記載されていますので、大切に保管してください。

シールが届いたら種類、枚数を必ず確認してください

シールの種類、配布枚数は左表のとおりです。

3月29日(木)を過ぎてもシールが届かないときは、衛生課(内線144～146)まで連絡してください。

シールの交付申請

住民登録をされていない人などにはシールを届けることができませんので、本市に居住していることを証明するもの(住所と氏名が記載された水道代などの領収書、賃貸契約書、郵便物のコピーなど)と印鑑を持参し、衛生課または金剛連絡所で申請をしてください。

■学生(住民登録されていない)に貸家されている家主の皆さんへ

短期大学生や大学生に貸家されている家主は、シール交付申請をしてください。

申請時には、印鑑と建物の名称や所在地、部屋番号、学生の氏名、生年月日、学校名、学年、学生証番号が必要で

す。転出などにより本市から引っ越しされる場合は、転出届の際にシールを返還してください。シールは譲渡禁止です。他人に譲らないでください。

シールは4月から使用できます

シールは年度によって色分けしています。平成30年度のシールは、4月からの収集に使用できます。

なお、29年度のシールが残っている場合は、継続して使用することができます。

※期限が過ぎたシールは使用できません。

紙おむつなどを利用されている人にごみシールを追加交付します

高齢や身体の障がいなどのため、紙おむつ、ストマ、腹膜透析液バッグを常時利用されている人に、申請によりごみシールを追加交付します。

●交付枚数 1週間につき、燃えるごみ専用シール2枚

●交付申請 初めての申請には証明が必要です。衛生課、金剛連絡所に備え付けの申請書に「障がい者等日常生活用具給付等決定通知書」のコピーを添付するか、次のいずれかの人に証明を受けて、衛生課または金剛連絡所で申請をしてください

- ◆医師(開業医、かかりつけ医など) ※証明手数料は無料です。
- ◆地域の民生委員
- ◆町総代(自治会長)
- ◆ケアマネジャー
- ◆ホームヘルパー
- ※2年目以降、証明は不要です。
- シールの返却 転出などの理由により使用する必要がなくなつたときは、速やかに返却してください
- 問い合わせ 衛生課(内線144～146)

マイナンバーカードの目曜交付

マイナンバーカードを交付する休日窓口を次の日程で開設します。

申請者本人がお越しください。

とき 3月4日(日)、4月1日(日)、午前9時～正午

ところ 市役所地下会議室(日曜窓口コーナー)

※持ち物など詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ 市民窓口課(内線131、132)

狂犬病予防注射を受けましょう

平成30年度の狂犬病予防注射と飼い犬登録を、左表の日程で実施します。
 ※なお、雨天の場合は、中止になる場合がありますので、お問い合わせください
 (小雨決行。午前中に中止が決定した場合は、その後

天候が回復しても、その日は中止となります。
 ※体調など不安がある場合や治療・投薬中の場合は、かかりつけの動物病院での接種をおすすめします。



- 費用 1匹につき
- ・登録手数料3000円 (生涯1回)
- ・注射手数料3250円 (狂犬病予防注射2700円、注射済票550円)
- ※犬が暴れると注射できないことがありますので、会場には犬をおとなしくできる人が連れてきてください。
- 問い合わせ 衛生課 (内線143、147)

平成30年度 狂犬病予防注射・ 飼い犬登録日程表			と き	ところ (会場)
4月13日(金)			9:40~10:00	新青葉遊園
			10:20~10:40	五軒家総合会館
			11:00~11:20	久野喜台4号公園前
			13:30~14:10	高辺台2号緑地(金剛図書館南側)
			14:30~15:00	向陽台3号公園
4月16日(月)			9:40~10:20	喜志会館前
			10:40~11:00	桜井町新会館前
			11:20~11:40	宮町集会所前
			13:30~13:50	南旭ヶ丘集会所前
			14:20~14:40	楠町集会所前
4月17日(火)			9:40~10:30	寺池公園(公団342棟前)
			10:50~11:10	寺池台2号公園(金剛配水池前)
			13:20~13:40	嬉桜ヶ丘集会所前
			14:00~14:20	伏見堂児童遊園
			14:40~15:00	J A大阪南旧彼方支店前
4月18日(水)			9:40~10:00	須賀会館前
			10:20~10:40	聖ヶ丘入口(伏山)
			11:00~11:20	須賀台前(旧ポンプ場跡地)
			13:10~13:30	甘南備集会所前
			13:50~14:10	中佐備児童遊園前
4月21日(土)			9:40~10:30	J A大阪南大伴支店前
			10:50~11:10	山中田ちびっこ公園
			11:30~11:50	山手町集会所前
			13:40~14:20	東板持集会所前
			14:40~15:00	楠風台三角公園
4月9日(月)			9:40~10:10	中央公民館・図書館(旧国道170号側駐車場)
			10:30~10:50	興正寺別院前(富田林町)
			11:10~11:30	中野町長寿会館前
			13:20~13:50	新堂小学校前
			14:10~15:00	川西小学校前
4月10日(火)			9:50~10:40	梅の里2号公園前
			11:00~11:30	梅の里9号公園前(梅の里三丁目自治会東集会所)
			13:30~14:10	藤沢台公園(藤沢台小学校北西側)
			14:40~15:00	緑ヶ丘集会所前
4月11日(水)			9:40~10:30	J A大阪南大伴支店前
			10:50~11:10	山中田ちびっこ公園
			11:30~11:50	山手町集会所前
			13:40~14:20	東板持集会所前
			14:40~15:00	楠風台三角公園
4月12日(木)			9:40~10:10	高辺台3号公園(自然公園)
			10:30~11:20	富田林保健所前
			13:30~13:50	錦町自治会集会所前(錦織南)
			14:10~14:30	J A大阪南錦郡支店前
4月13日(金)			9:40~10:00	新青葉遊園
			10:20~10:40	五軒家総合会館
			11:00~11:20	久野喜台4号公園前
			13:30~14:10	高辺台2号緑地(金剛図書館南側)
			14:30~15:00	向陽台3号公園
4月16日(月)			9:40~10:20	喜志会館前
			10:40~11:00	桜井町新会館前
			11:20~11:40	宮町集会所前
			13:30~13:50	南旭ヶ丘集会所前
			14:20~14:40	楠町集会所前
4月17日(火)			9:40~10:30	寺池公園(公団342棟前)
			10:50~11:10	寺池台2号公園(金剛配水池前)
			13:20~13:40	嬉桜ヶ丘集会所前
			14:00~14:20	伏見堂児童遊園
			14:40~15:00	J A大阪南旧彼方支店前
4月18日(水)			9:40~10:00	須賀会館前
			10:20~10:40	聖ヶ丘入口(伏山)
			11:00~11:20	須賀台前(旧ポンプ場跡地)
			13:10~13:30	甘南備集会所前
			13:50~14:10	中佐備児童遊園前
4月21日(土)			9:40~10:30	J A大阪南大伴支店前
			10:50~11:10	山中田ちびっこ公園
			11:30~11:50	山手町集会所前
			13:40~14:20	東板持集会所前
			14:40~15:00	楠風台三角公園
4月9日(月)			9:40~10:10	中央公民館・図書館(旧国道170号側駐車場)
			10:30~10:50	興正寺別院前(富田林町)
			11:10~11:30	中野町長寿会館前
			13:20~13:50	新堂小学校前
			14:10~15:00	川西小学校前
4月10日(火)			9:50~10:40	梅の里2号公園前
			11:00~11:30	梅の里9号公園前(梅の里三丁目自治会東集会所)
			13:30~14:10	藤沢台公園(藤沢台小学校北西側)
			14:40~15:00	緑ヶ丘集会所前
4月11日(水)			9:40~10:30	J A大阪南大伴支店前
			10:50~11:10	山中田ちびっこ公園
			11:30~11:50	山手町集会所前
			13:40~14:20	東板持集会所前
			14:40~15:00	楠風台三角公園
4月12日(木)			9:40~10:10	高辺台3号公園(自然公園)
			10:30~11:20	富田林保健所前
			13:30~13:50	錦町自治会集会所前(錦織南)
			14:10~14:30	J A大阪南錦郡支店前
4月13日(金)			9:40~10:00	新青葉遊園
			10:20~10:40	五軒家総合会館
			11:00~11:20	久野喜台4号公園前
			13:30~14:10	高辺台2号緑地(金剛図書館南側)
			14:30~15:00	向陽台3号公園
4月16日(月)			9:40~10:20	喜志会館前
			10:40~11:00	桜井町新会館前
			11:20~11:40	宮町集会所前
			13:30~13:50	南旭ヶ丘集会所前
			14:20~14:40	楠町集会所前
4月17日(火)			9:40~10:30	寺池公園(公団342棟前)
			10:50~11:10	寺池台2号公園(金剛配水池前)
			13:20~13:40	嬉桜ヶ丘集会所前
			14:00~14:20	伏見堂児童遊園
			14:40~15:00	J A大阪南旧彼方支店前
4月18日(水)			9:40~10:00	須賀会館前
			10:20~10:40	聖ヶ丘入口(伏山)
			11:00~11:20	須賀台前(旧ポンプ場跡地)
			13:10~13:30	甘南備集会所前
			13:50~14:10	中佐備児童遊園前
4月21日(土)			9:40~10:30	J A大阪南大伴支店前
			10:50~11:10	山中田ちびっこ公園
			11:30~11:50	山手町集会所前
			13:40~14:20	東板持集会所前
			14:40~15:00	楠風台三角公園
4月9日(月)			9:40~10:10	中央公民館・図書館(旧国道170号側駐車場)
			10:30~10:50	興正寺別院前(富田林町)
			11:10~11:30	中野町長寿会館前
			13:20~13:50	新堂小学校前
			14:10~15:00	川西小学校前
4月10日(火)			9:50~10:40	梅の里2号公園前
			11:00~11:30	梅の里9号公園前(梅の里三丁目自治会東集会所)
			13:30~14:10	藤沢台公園(藤沢台小学校北西側)
			14:40~15:00	緑ヶ丘集会所前
4月11日(水)			9:40~10:30	J A大阪南大伴支店前
			10:50~11:10	山中田ちびっこ公園
			11:30~11:50	山手町集会所前
			13:40~14:20	東板持集会所前
			14:40~15:00	楠風台三角公園
4月12日(木)			9:40~10:10	高辺台3号公園(自然公園)
			10:30~11:20	富田林保健所前
			13:30~13:50	錦町自治会集会所前(錦織南)
			14:10~14:30	J A大阪南錦郡支店前
4月13日(金)			9:40~10:00	新青葉遊園
			10:20~10:40	五軒家総合会館
			11:00~11:20	久野喜台4号公園前
			13:30~14:10	高辺台2号緑地(金剛図書館南側)
			14:30~15:00	向陽台3号公園
4月16日(月)			9:40~10:20	喜志会館前
			10:40~11:00	桜井町新会館前
			11:20~11:40	宮町集会所前
			13:30~13:50	南旭ヶ丘集会所前
			14:20~14:40	楠町集会所前
4月17日(火)			9:40~10:30	寺池公園(公団342棟前)
			10:50~11:10	寺池台2号公園(金剛配水池前)
			13:20~13:40	嬉桜ヶ丘集会所前
			14:00~14:20	伏見堂児童遊園
			14:40~15:00	J A大阪南旧彼方支店前
4月18日(水)			9:40~10:00	須賀会館前
			10:20~10:40	聖ヶ丘入口(伏山)
			11:00~11:20	須賀台前(旧ポンプ場跡地)
			13:10~13:30	甘南備集会所前
			13:50~14:10	中佐備児童遊園前
4月21日(土)			9:40~10:30	J A大阪南大伴支店前
			10:50~11:10	山中田ちびっこ公園
			11:30~11:50	山手町集会所前
			13:40~14:20	東板持集会所前
			14:40~15:00	楠風台三角公園
4月9日(月)			9:40~10:10	中央公民館・図書館(旧国道170号側駐車場)
			10:30~10:50	興正寺別院前(富田林町)
			11:10~11:30	中野町長寿会館前
			13:20~13:50	新堂小学校前
			14:10~15:00	川西小学校前
4月10日(火)			9:50~10:40	梅の里2号公園前
			11:00~11:30	梅の里9号公園前(梅の里三丁目自治会東集会所)
			13:30~14:10	藤沢台公園(藤沢台小学校北西側)
			14:40~15:00	緑ヶ丘集会所前
4月11日(水)			9:40~10:30	J A大阪南大伴支店前
			10:50~11:10	山中田ちびっこ公園
			11:30~11:50	山手町集会所前
			13:40~14:20	東板持集会所前
			14:40~15:00	楠風台三角公園
4月12日(木)			9:40~10:10	高辺台3号公園(自然公園)
			10:30~11:20	富田林保健所前
			13:30~13:50	錦町自治会集会所前(錦織南)
			14:10~14:30	J A大阪南錦郡支店前
4月13日(金)			9:40~10:00	新青葉遊園
			10:20~10:40	五軒家総合会館
			11:00~11:20	久野喜台4号公園前
			13:30~14:10	高辺台2号緑地(金剛図書館南側)
			14:30~15:00	向陽台3号公園
4月16日(月)			9:40~10:20	喜志会館前
			10:40~11:00	桜井町新会館前
			11:20~11:40	宮町集会所前
			13:30~13:50	南旭ヶ丘集会所前
			14:20~14:40	楠町集会所前
4月17日(火)			9:40~10:30	寺池公園(公団342棟前)
			10:50~11:10	寺池台2号公園(金剛配水池前)
			13:20~13:40	嬉桜ヶ丘集会所前

障がい者医療証・老人医療証をお持ちの人および障がいのある人へ 4月1日(日)から福祉医療費助成制度が変わります

4月1日(日)から、福祉医療費助成制度の対象者や助成の範囲、一部自己負担額が次のとおり変わります。
なお、4月以降も医療証に記載された有効期限内は、現在お持ちの医療証をお使いください。

■障がい者医療と老人医療を整理・統合し、「重度障がい者医療」に変更

現行（～3月31日(土)）

区分	対 象 者
障がい者医療	- 身体障がい者手帳1・2級所持者 - 重度の知的障がい者 - 中度の知的障がい者で、身体障がい者手帳3～6級所持者
老人医療	65歳以上で - 身体障がい者手帳1・2級所持者 - 重度の知的障がい者 - 中度の知的障がい者で、身体障がい者手帳3～6級所持者

拡 充
- 精神障がい者保健福祉手帳1級所持者 - 重度の難病患者

変更後（4月1日(日)～）

区分	対 象 者
重度障がい者医療	年齢に関わらず - 身体障がい者手帳1・2級所持者 - 重度の知的障がい者 - 中度の知的障がい者で、身体障がい者手帳3～6級所持者 - 精神障がい者保健福祉手帳1級所持者 - 重度の難病患者で障がい年金1級（または特別児童扶養手当1級）該当者

対 象 外
- 精神障がい者保健福祉手帳1級以外の精神通院医療対象者 - 重度以外の難病患者 - 結核患者 ※経過措置として、3月31日(土)までに資格認定されている人は、平成33年3月31日(日)まで助成対象となりますので、新しい受給者証が届いたら更新手続きをお願いします。

■一部自己負担額（医療機関での支払い額）の変更

	現行（～3月31日(土)）	変更後（4月1日(日)～）
1つの医療機関での負担額	1日500円以内	1日500円以内
1つの調剤薬局での負担額	負担なし	1日500円以内
治療用装具の負担額		1装具500円以内
1つの医療機関での負担日数の上限	あり（月2日まで）	なし
複数の医療機関などを利用した場合の月額上限額	2500円	3000円

※「子ども医療」および「ひとり親家庭医療」については変更ありません。

■助成対象となる医療費などの変更

- 精神病床への入院医療費を助成対象外とします（経過措置として、3月31日(土)までに資格認定されている人は、平成33年3月31日(日)まで助成対象となります）。
- 訪問看護ステーションが実施する訪問看護（医療保険適用分）利用料を新たに助成対象とします。

問い合わせ 福祉医療課（内線163、164）

対象となる証明書	手数料	請求できる範囲
住民票の写し	300円	本人または同一世帯の人（ただし、除票は除く）
印鑑登録証明書	300円	本人
市・府民税証明書（現年度分）	300円	本人

※手数料の免除規定に該当する人は市役所窓口での発行が対象となります（免除規定に該当する人でも、コンビニ交付の場合は手数料がかかります）。

※印鑑登録証明書を市役所窓口で取得される場合は、今までどおり印鑑登録証が必要です。

■取得できる証明書と交付手数料
左表のとおり

マイナンバーカードを利用した 証明書コンビニ交付サービスを実施しています

■利用方法

マイナンバーカード（利用者証明用電子証明書の搭載されたもの）をコンビニエンスストアに設置されているキオスク端末（マルチコピー機）にセットし、画面の指示に従って、利用者証明用電子証明書の4桁の暗証番号を入力することで、証明書を取得することができます。

※住民基本台帳カードや通知カードで「コンビニ交付サービス」は利用できません。

■利用時間

午前6時30分～午後11時（店舗営業時間内のみ）
※年末年始とシステム休止日は除く。

■利用できる店舗

キオスク端末（マルチコピー機）が設置されている、証明書コンビニ交付サービス参加事業者の店舗（ローソン、ファミリーマート、セブンイレブンなど）

■利用上の注意

・市役所窓口で取得できる証明書とは用紙が異なります（A4サイズの普通紙）。

・出力されるまで時間がかかります。失敗や故障ではありませんので、その場を離れないようお願いいたします。

・誤って取得してしまった場合、取得した証明書の交換や返金はできません。

・暗証番号を連続して3回間違えると利用できなくなります。

※詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ 市民窓口課（内線132）



男女共同参画センターウィズ 登録グループを募集

すばるホール内にある「男女共同参画センターウィズ」は、男女共同参画社会をめざして自主活動をするグループが学習、会議、交流などのために利用できる部屋です。

室内には、印刷機、貸しロッカーなどがあります。部屋の利用は無料ですが、事前にグループ登録が必要で、活動内容や会員構成などによって審査します。

また、登録グループになると、登録団体同士のネットワーク「ウィズネット」に参加して、市と連携して事業などを実施することができます。

登録は随時受け付けていますが、今年4月からの使用を希望されるグループは、3月16日（金）までに申請してください。
申し込み 人権政策課（内線474）へ

女性がもっと活躍できる社会に ～中小企業の事業主の皆さん、女性の活躍推進に取り組みましょう～

優秀な人材の確保や職場定着を図るために、これまでの「働き方」の見直しは課題となっています。女性が働きやすい魅力ある職場づくりは「働き方改革」の一番の近道です。

中小企業においても、女性活躍推進法に基づき、女性の活躍状況の把握・課題分析や行動計画の策定・届け出などに取り組んでみませんか。

■行動計画の策定・届け出などをするメリット

女性活躍推進法では、常時雇用する労働者が300人以下の企業については、行動計画の策定・届け出などは努力義務（301人以上は義務）となっていますが、行動計画の策定・届け出などをすると次のようなメリットがあります。

◆厚生労働省が運営する「女性の活躍推進企業データベース」[<http://positive-youritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>] で、自社の取り組みを学生や消費者、投資家などにアピールできる。

◆行動計画に沿った取り組みを実施した場合に、「両立支援等助成金（女性活躍加速化コース）」が支給される。

◆公共調達での加点評価の対象になる。

※詳しくは、厚生労働省ホームページ「女性活躍推進法特集ページ」[<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>] をご覧ください。

問い合わせ 大阪労働局指導課 ☎06(6941)8940



3月は 自殺対策強化月間です

～死なないで まず打ち明けて その悩み～

3月は自殺対策強化月間です。自殺で亡くなる人は全国で年間約2万2000人で、府内でも約1250人が亡くなりました。自殺は、さまざまな要因が複雑に関係して、その多くが「追い込まれた末の死」であり、「防ぐことができる社会的な問題」であるといわれています。

さまざまな悩みを抱えている人は、一人で悩まず次の機関などにご相談ください。

また、身近な人の悩みに気付いたら、温かく寄り添いながら、悩みに耳を傾け、次の機関などへの相談をすすめ、じっくりと見守りましょう。

■このころの健康相談統一ダイヤル ☎0570(064)556

(祝日、年末年始を除く月・金曜日、午前9時30分～午後5時)

※3月1日(木)、午前9時30分～31日(土)、午後5時は、24時間体制で相談を受け付けます。



■このころの電話相談 ☎06(6607)8814(祝日、年末年始を除く月・火木・金曜日、午前9時30分～午後5時)

■若者専用電話相談(わかぼちダイヤル) ☎06(6607)8814(祝日、年末年始を除く水曜日、午前9時30分～午後5時)

■富田林保健所 ☎(23)2681(祝日、年末年始を除く月・金曜日、午前9時～午後5時45分)

■自殺予防いのちの電話フリーダイヤル ☎0120(783)556(毎月10日、午前8時～翌午前8時)

■府妊産婦こころの相談センター ☎0725(57)5225(祝日、年末年始を除く月・金曜日、午前10時～午後4時)

自死遺族相談(予約制)

府では、大切な人を自死(自殺)で亡くされた人のために、来所相談を実施しています。

府こころの健康総合センターの専門相談員が、ご遺族の相談に応じます。電話の際には、「自死遺族相談」とお伝えください。

申し込み 府こころの健康総合センター ☎06(6691)2818(祝日、年末年始を除く月・金曜日、午前9時～午後5時45分)へ

※府携帯サイトの自殺対策のページ <http://kokoro-osaka.jp/j/>に、さまざまな悩みの相談窓口などが掲載されていますのでご覧ください。

問い合わせ 健康づくり推進課 ☎(28)5520



毎年4月2日は

「世界自閉症啓発デー」

4月2日～8日は

「発達障がい啓発週間」です

毎年4月2日は、国連が定めた「世界自閉症啓発デー」です。

また、厚生労働省ではこの日から8日までを「発達障がい啓発週間」と位置付け、自閉症をはじめとする発達障がいへの理解促進のための啓発活動を実施しています。

発達障がいのある人が社会の中で自立していくためには、発達障がいに対する私たち一人一人の理解が必要で。

「世界自閉症啓発デー」と「発達障がい啓発週間」を契機として、自閉症をはじめとする発達障がいへの理解を深めていただくようお願いいたします。

※詳しくは、世界自閉症啓発デー・日本実行委員会ホームページ <http://www.w.worldautismawarenessday.jp/>をご覧ください。

世界自閉症啓発デーの
ブルーライトアップ

府では、同啓発デーに合わせて、府内の主要建物を同啓発デーのシンボルカラーであるブルーにライトアップします。

とき 4月2日(月)、日没(午後6時30分ごろ)～午後11時

ところ 大阪城天守閣、天保山大観覧車

※天保山大観覧車は午後10時まで。

問い合わせ 府民お問合せセンター「ピピッとライン」 ☎06(6910)8001

貸し農園の 利用者を募集



● たけちゃん農園

ところ 錦織北三丁目
利用料 年額7200円
2万9400円(1区画約
36×147平方メートル)
問い合わせ 竹野さん ☎
090(4295)741
5

● なの花畑

ところ 佐備
利用料 年額5万円(1区
画約40平方メートル、種・苗・肥
料代、営農指導・農具使用
料など含む)
※駐車場、農業用水、トイ
レ、休憩所あり。
問い合わせ 東さん ☎(34)
5351

● 松村ファーム

ところ 龍泉(JA大阪南
ライオンセンター前)
利用料 年額1万8000
円(3万8000円(1区
画約85×156平方メートル)
※駐車場、農業用水道あ
り。
問い合わせ 松村 忠一さ
ん ☎090(5663)
6237

● 錦織西田農園

ところ 錦織北一丁目
利用料 月額5000円
(1区画約50平方メートル、イン
ストラクター常駐、完全指
導型)
※駐車場、水道、貸し農具
あり。
問い合わせ 西田 忠勝さ
ん ☎(23)3674

● もときりんファーム

ところ 龍泉
利用料 年額1万8000
円(1区画約82.5平方メートル)
※駐車場、農業用水道、ト
イレあり。
問い合わせ 福田さん ☎
(34)2136

● ハイジの里

ところ 龍泉
利用料 年額1万8000
円(1区画約80平方メートル)
※駐車場、農業用水あり。
問い合わせ 松村 美奈子
さん ☎090(8791)
5895

● 西田農園

ところ 錦織北二丁目
利用料 月額1500円

(1区画約25平方メートル)
※駐車場あり。
問い合わせ 西田 正雄さ
ん ☎090(9861)
1616

● horikawa小規模農園A

ところ 山中田町一丁目
利用料 年額1万円(1区
画約35×100平方メートル)
※駐車場、農業用水道あ
り。
問い合わせ 堀川さん ☎
090(6987)381
7

● 富田林クラインガルテン

1 ところ 佐備
利用料 年額2万円(1区
画約82.5平方メートル)
問い合わせ 谷口さん ☎
(34)3151

「もの忘れ医療介護相談」の窓口を 開設します

「最近もの忘れが気になる」「家族の様子で気になることがある」「病院に行くのはためらいがある」など、もの忘れや認知症について不安に感じている人やそのご家族が気軽に相談できるよう、富田林医師会と協働し、本市の認知症サポート医とほんわかセンターの専門職による相談窓口を開設します。



また、ケアマネジャーなどの支援者が同席し、介護や支援方針などを相談することも可能です。

ご自身やご家族のことでも気になることがあれば、まずはご相談ください。

とき 4月4日(水)、18日(水)、いずれも午後1時30分～2時、午後2時15分～2時45分

※5月以降の開設日は、次月号以降「今月の相談」のページで随時お知らせします。

ところ 市役所5階介護認定審査会室
定員 各1組
費用 無料

申し込み 3月6日(火)、相談希望日の前週金曜日までに高齢介護課(内線196)へ(申し込み先着順)

若者の就労相談をご利用ください

南河内地域若者サポートステーションは、働くことに一歩踏み出せない若者たちとじっくり向き合い、本人やご家族、保護者だけでは解決が難しい「動き出す力」を引き出し、就職して社会へ踏み出す橋渡しをする厚生労働省委託の支援機関です。気軽に相談ください。



とき 月～金曜日、第3土曜日(祝日を除く、午前10時～午後5時) ※要予約。

ところ 南河内地域若者サポートステーション(常盤町3の17の501)

対象者 15～39歳の就労に悩みを持つ若者やその家族

※月1回(原則第3水曜日)市役所での相談も実施していますので、ぜひご利用ください(20ページの「今月の相談」参照)。

問い合わせ 同ステーション ☎(26)9441

障がい者の法定雇用率が引き上げられます

「障害者雇用促進法」により、事業主は社会的連帯の理念に基づき、障がい者の法定雇用率に相当する人数以上の障がい者を雇用することが義務付けられています。

4月1日(日)より、民間企業における同雇用率が現在の2.0%から2.2%に引き上げられます。

問い合わせ ハローワーク河内長野 ☎(53)3081